

資料 2

中央教育審議会大学分科会
認証評価機関の認証に関する審査委員会
(第15回)平成30年6月13日

4月25日審査委員会における委員からのご発言等を踏まえた 公立大学改革支援・評価研究センターへの確認事項

(青字部分：センター回答)

【評価の目的について】

- ① 大学の教育研究の質向上を支援することと、第三者として評価を行うことは別々の機能である。目的が「〇〇の支援」ばかりだが、センターは質保証機関であることが分かりにくいのではないか。認証評価機関としての社会に対する説明責任についても目的に明記すべきではないか。

○指摘に従い、大学の教育研究の質の保証を目的としていることを実施大綱に明記した。

- ② 「支援」や「助言」をすることを前面に出すと、評価者であるセンターが大学に寄り添い過ぎる形になる。評価者としての第三者性についてはどのように担保するのか。大学が自己点検したものを第三者として、見るべきではないか。

○ 助言を受けた場合、大学はさらに踏み込んで自己点検を行うことになるが、そのプロセスを公表することにより透明性を確保する。

○ 自己点検・評価の過程で助言に関わる評価委員は、一部に限定し、第三者性を確保する。

○ 指摘に従い、大綱に、評価は第三者評価として厳格に行うことを明示した。

【大学評価基準について】

- ③ 基準2の「教育研究の水準」について、センターが大学に求める「水準」はどのようなもの(理念)か。

○基準2は、大学設置基準第1条第3項の「大学は、・・・その水準の向上を図ることに努めなければならない」に従い、大学が自らの水準の向上のために、自己の水準についてどのように把握・分析を行い、向上に努めているかを確認した上で、その取組に資する趣旨である。

- ④ 基準2・3についても、確認する観点をもう少し詳しく示すべきではないか。このままでは大学が何をしたらいいか、どのようなことを評価するのか、わからないのではないか。内部質保証についても、基準1のみならず、基準2・3においても見るべきであるため、基準2・3における観点を説明を充実させるべきではないか。

○指摘に従い、大学評価基準の別紙に、基準2及び基準3に関する評価の指針を追加した。

【評価結果について(示し方含む)】

- ⑤ 評価結果の「進展に努めている」は評価と言えるのか。この評価結果の表現では水準に達しているか否か分からない(そもそも、「進展に努めている」の「努めている」か否かの判断基準は何か)。また、認証評価の国際的な通用性を確保するためには、評価を受けた大学がアクレディットされているか否かを明確に示すべきではないか。

○指摘に従い、3つの基準それぞれに対し満たしているかの判断を行い、すべての基準を満たしている場合に、評価結果において、「大学評価基準を満たしている」と示すこととし、評価結果の示し方を改めた。

○各基準を満たしているかどうかの判断の方法を新たに実施大綱の中に追加した。

【財政面について】

- ⑥ 公立大学の中には比較的小規模校（学部数が少ない→認証評価手数料も総合大学に比べて低くなる）が多いが、評価手数料のみの収入で財政的に認証評価機関として維持できるのか。（具体的には、（1）40の会員校から毎年度会費収入が見込める根拠、（2）会費収入が想定より不足した場合の補てん策、（3）公大協から設立後4年間にわたり6000万円の資金援助が得られる根拠の3点について説明されたい。）
 - 本機関の設立は、公立大学協会において、会員校の問題意識に基づき、平成24年度以降7年にわたり、予算等を措置して検討を行ってきたものであることから、会員校の半数程度の賛同を得る見積もりは現実的と考えている。
 - 平成30年度定時総会において、公立大学協会理事会の定めるところによって必要な支援を行うことが議決される予定であり、会費収入が想定より不足した場合は公立大学協会から必要な支援を受ける。（資料6参照）
 - 以上のことから、認証評価機関として維持することに支障はないと考えている。

【評価の実施体制について】

- ⑦ 大学の重要なステークホルダーとして高校関係者、経営面をチェックする人材として会計の専門家も評価委員に入れるべきではないか。
 - 認証評価委員会に、高校関係者、会計の専門家を追加する。高校関係者は関係団体からの推薦、会計の専門家は、公会計、学校法人会計に詳しい者を検討中。（添付書類10に追記）
- ⑧ （認証評価委員会の下部組織である）評価にかかわる評価実施チームや意見申立て委員会等のメンバーがどのような属性の人物を候補としているか示すべきではないか（可能であれば具体的な予定者をお示し願いたい。）。
 - 評価実施チームは、大学関係者を中心とする評価委員4名（うち主査1名）で編成することを標準とする。評価委員は、申請大学を評価するのにふさわしい者の中から、認証評価委員会が選定する。
 - 評価実施チームには、本評価の理念・方法等の徹底を図る観点から、認証評価委員会の委員が1名程度加わることとする。また、財務の評価については、認証評価委員会に属する会計士が評価の実施を補助する。
 - 意見申立審査会の委員は、大学関係者を中心に3名程度で編成するが、認証評価委員会の委員とは兼務できないほか、弁護士等の配置を予定している。（添付資料9に追記）
- ⑨ 自己点検報告書等を実際にチェックする事務局の体制は重要である。事務局の職員数は何名程度を想定しているのか。
 - 専任職員を1名及び、公立大学協会職員がエフォートを配分し兼任する体制を基本とする。さらに、受審大学数に応じて、他機関を参考に、会員大学から出向職員を募る等により職員を確保する。
 - なお、他機関では、例えば大学改革支援・学位授与機構は、1名の職員が2大学の主担当となり、そこに他の大学の主担当の職員が副担当として関わるとのことである。本機関でもこれに準じた体制を整える。

【評価の実施方法について】

- ⑩ 評価審査会におけるステークホルダー（高等学校、地方公共団体、民間企業等）はどのような位置付けになるのか（傍聴・陪席者、意見の発言権の有無、評価者的な役割の有無等）。また、大学の責任者である学長の前で教職員や学生が意見を言えるようにする工夫はあるのか。

- ステークホルダーは、評価者ではないが、テーマに応じて意見等を述べる。
- ステークホルダー、教職員、学生から意見を得るための工夫としては、あらかじめ意見の表明、プレゼンテーション等を要請する。
- ステークホルダーや学生が加わるワークショップ形式の評価については、本センターが行う外部評価で実績があり、教育研究の水準の向上、特色ある取組みの進展への意義が認められている。
- なお、大学の責任者を除いた、一般教員、学生等に対するヒアリングは、必要に応じ別途行う。

【点検評価ポートフォリオについて】

- ⑪ 申請書の添付資料 8 の「点検評価資料作成要項」は、名称としては「ポートフォリオ作成要項」の方が分かりやすいのではないかと。
○指摘に従い、タイトルを修正した。
- ⑫ 基準 1 部分のポートフォリオには事実を大学に記載させるだけで、自己分析・評価はさせないのか。大学が自己分析・評価したものを、第三者として評価すべきではないかと。
○自己分析・評価を記載するよう、様式（点検評価ポートフォリオ様式、作成モデル）を修正した。
- ⑬ 法人化していない公立大学の財務面をどのように見るのか。財務については、法人化していない公立大学向けの様式が必要ではないかと。
○財務について非法人化大学の作成モデルを作成した。
- ⑭ 公立大学法人については、毎年実施する公立大学法人評価にて自己点検・評価は実施しているとはいえ、認証評価を受審する際には、改めて一定の期間について自己点検・評価させるべきではないかと。
○点検評価ポートフォリオ作成モデルの「リ．財務に関すること」を修正した。
- ⑮ 財務や組織については、公立大学法人格の有無や、公立以外の国立・私立など設置者の異なる多様な大学から、それぞれどのような自己点検内容・提出書類を求めるのか。
○作成モデルを作成した。

【その他（事務的な修正事項）】

- ⑯ 「実施大綱」 8 情報公開について、センターのウェブサイト公表する認証評価に必要な情報について、「など」を用いずにすべて羅列するか、「学校教育法施行規則第百六十九條第一項第一号から第八号までに規定する事項」とするか、どちらかの書きぶりを検討いただきたい。
○指摘に従い「学校教育法施行規則第百六十九條第一項第一号から第八号までに規定する事項」を公表することを実施大綱に明記した。
- ⑰ 添付書類 1 2 の諸規則の施行日について、「この規程は、平成●年●月●日から施行する。」となっているが、例えば「この規程は、平成●年●月●日（←貴センターとして正式に決定した日を想定）に制定し、本センターが認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日に施行する。」制定日と施行日（認証日）について記載するように検討いただきたい。
○4 月 25 日の審査委員会の結果を踏まえて修正を行い、5 月 31 日にセンターとして決定する。

- ⑱ 添付書類 1 2 の情報公開規程については、認証評価に関する情報の公開については記載がないが、「実施大綱」 8 情報公開で定めている内容の取扱いについても、情報公開規程に含めるべきではないか。情報公開規程に係る条文を追記いただきたい。

○指摘に従い、情報公開規定に条文を追記した。